



鳥取県司法書士会 無料電話相談



※令和7年5月1日から下記の相談テーマ・相談日時に変わります。

※相談時間は1回20分以内です。相談されたいテーマの電話番号にお掛けください。

※相談料は無料です。県内どこからおかけになっても最低通話料金のみでお話できます。

※祝日、夏季・年末年始休暇、その他当会事務局の休業日はお休みさせていただきます。

■相続・登記・遺言に関する相談

TEL (0857) 27-4165 又は (0857) 27-4166

※どちらの番号にお掛けいただいても相談可能です。

相談日時：月曜日～金曜日 午後1時～午後3時



■裁判手続き・債務整理・一般民事に関する相談

TEL (0857) 27-4168

相談日時：火曜日、水曜日 午後1時～午後3時

■成年後見・高齢者、障がい者の財産管理に関する相談

TEL (0857) 27-4160

相談日時：木曜日、金曜日 午後1時～午後3時

